

(別添 2)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の 修得程度の審査方法について

1 筆記試験による知識の定着の確認

(1) 基本方針

基本研修の講義について、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認する。

(2) 出題範囲

以下のとおりとすること。

| 研修課程 | 出題範囲 |
|-----------------|------|
| 省令附則第四条別表第三の①講義 | 左同 |

(3) 出題形式

客観式問題（四肢択一）により行うこと。

(4) 出題数及び試験時間

出題数 20 問、試験時間 40 分とすること。

(5) 問題作成指針

次のアからエに基づき作成すること。

ア 細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、喀痰吸引等を中心とした内容となるよう配慮すること。

イ 次のことについて基礎的知識を問う問題を中心とすること。

- ・ 対象者を観察した内容を的確に表現できる用語や指示が理解できる知識
- ・ 喀痰吸引等について行為の目的及び技術に関する知識

ウ 知識の想起及び理解を問う問題を中心に出题すること。

エ 試験問題の作成にあたっては複数からなる専門領域の異なる立場の者が検討し、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫すること。

(6) 合否判定基準

総正解率が 9 割以上の者を合格とすること。

(7) 不合格者に係る対応

ア 筆記試験の総正解率が 7 割以上 9 割未満の者については、補講 1 時間以上を実施し、補講最終日の翌日以降に再度筆記試験を行うものとする。

イ 上記アの補講の内容は、実施した筆記試験において正解率が低かった科目を中心に、研修講師による講義で行うものとし、レポートのみの対応やビデオ等の視聴のみによる対応は不可とする。

ウ 総正解率が 7 割未満の者については、基本研修の全ての課程を再受講し、再度筆記試験を行うものとする。

2 評価による技能修得の確認

(1) 基本方針

基本研修（現場演習）及び実地研修は、次のアからウの評価の実施より、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技能を修得していることを確認する。

ア 基本研修（演習）評価

研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル等）、その他演習に必要な機器（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等）を用いたシミュレーター演習を実施した後に、実地研修協力者（喀痰吸引等を行う対象者）がいる居宅等において行う現場演習を行う際に、研修受講者が喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価すること。

イ 実地研修評価

研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実施研修指導講師が評価すること。

ウ 評価期間

基本研修の現場演習及び実地研修は、原則として、筆記試験の合格判定日から1年以内実施すること。

(2) 実施手順等

基本研修の演習及び実地研修の実施手順は、次のアのSTEP1からSTEP8のとおりとし、このうちSTEP4からSTEP8について、次のイの区分毎に、「第三号研修基本研修（現場演習）及び実地研修評価基準・評価票」（別添資料2）（以下「別添資料2」という。）を用いた評価を行う。

ア 実施手順

| | |
|--------|--|
| STEP 1 | 安全管理体制確保（※実地研修のみ。） 実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、医師が実地研修指導講師とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。 |
| STEP 2 | 観察判断（※実地研修のみ。） 研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。 |
| STEP 3 | 観察 研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。 |
| STEP 4 | 準備 研修受講者が、医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。 |
| STEP 5 | 実施 研修受講者が、喀痰吸引等の実施する。 ※ 経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。 |

| | |
|--------|---|
| STEP 6 | 報告 研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態像を観察し、実地研修指導者に報告する。 |
| STEP 7 | 片付け 研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。 |
| STEP 8 | 記録、報告 研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。 |

イ 基本研修（演習）及び実地研修類型区分

| 省令上の行為 (省令別表第3) | 類型区分 | | |
|--------------------|------|----------|--------|
| | 通常手順 | 人工呼吸器装着者 | 半固形タイプ |
| 口腔内の喀痰吸引 | ① | ② | — |
| 鼻腔内の喀痰吸引 | ③ | ④ | — |
| 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | ⑤ | ⑥ | — |
| 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | ⑦ | — | ⑨ |
| 経鼻経管栄養 | ⑧ | — | — |

- ① 口腔内吸引（通常手順）
- ② 口腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）
- ③ 鼻腔内吸引（通常手順）
- ④ 鼻腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスクまたは鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）
- ⑤ 気管カニューレ内部吸引（通常手順）
- ⑥ 気管カニューレ内部吸引（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）
- ⑦ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）
- ⑧ 経鼻経管栄養
- ⑨ 胃ろうによる経管栄養（半固形タイプ）

ウ 基本研修（シミュレーター演習）の実施方法

- (ア) 標準的なレベルの演習シミュレーターに対して、上記2の(2)イの類型区分に掲げる全ての行為について演習指導講師が実演を行う。
- (イ) 研修受講者はグループになり、上記2の(2)イの類型区分に掲げる全ての行為について1人1回以上実施し、演習指導講師は研修受講者に対して、観察・指導を行う。

エ 基本研修（現場演習）の実施方法

- (ア) 実地研修協力者がいる居宅等の現場において、実地研修協力者が必要とする省令上の行為について実施する。
- (イ) 実地研修協力者が使用する吸引器等を使用し、演習シミュレーターに対して、演習指導講師が実演を行う。
- (ウ) 研修受講者は、実地研修協力者が使用する吸引器等を使用し、演習シミュレーターに対して演習を実施し、演習指導講師は研修受講者に対して、観察・指導・評価を行う。
- (エ) 演習指導講師は、別添資料2の2「基本研修及び実地研修評価票」（以下「評価票」という。）を記録するとともに、研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。

オ 実地研修の実施方法

- (ア) 実地研修協力者の状態像を踏まえ、実地研修指導講師の指導の下で研修が実施可能か医師の承認を得る。(初回実施前及び実地研修協力者の状態が変化した時点において必要。)
- (イ) 実地研修指導講師は、実地研修協力者の喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、研修受講者が実施可能かについて確認する。
- (ウ) 実地研修指導講師は、研修受講者が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修協力者の状態の安全等に注意しながら研修受講者に対して指導を行う。
- (エ) 実地研修指導講師は、実地研修を実施する毎に評価票を記録するとともに、研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修の改善につなげる。

(3) 実地研修実施上の留意事項

ア 実地研修指導者と医師等の役割分担

実地研修指導者と医師又は看護職員との役割分担については、次の(ア)及び(イ)を参考として安全かつ効率的に行うこと。

- (ア) 上記2の(2)アのSTEP 2において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、医師の判断を確認すること。
- (イ) 上記2の(2)アのSTEP 3からSTEP 8のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合は、直ちに研修を一時中止し、医師又は実地研修指導者が観察し、実地研修の継続の判断を行うこと。

イ 研修受講者の実施できる範囲

上記2の(2)アのSTEP 4からSTEP 8の研修受講者が実施する行為については、別添1「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号研修及び第二号研修の修得程度の審査方法について」の別表2「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、上記2の(2)アのSTEP 5において、経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、実地研修指導者又は実地研修協力者の家族が行うこと。

(4) 評価判定

基本研修（現場演習）及び実地研修の総合的な評価判定は、研修講師が研修受講者毎に、次のア及びイに基づき行うこと。

ア 基本研修（現場演習）評価判定

研修受講者が、実地研修協力者に必要な省令上の行為ごとの演習をシミュレーターに対し実施し、評価票の全ての評価項目について、演習指導講師の評価結果が、別添資料2の1(1)「基本研修（現場演習）評価判定基準」で示す「ア 評価項目について手順どおりに実施できている。」となった場合に、現場演習の修了を認める。

イ 実地研修評価判定

研修受講者が、実地研修協力者に必要な省令上の行為ごとの実地研修を実施し、評価票の全ての評価項目について、実地研修指導講師の評価結果が、別添資料2の1(2)「実地研修評価判定基準」で示す「ア 1人で実施できる。評価項目について手順どおりに実施できている。」となった場合に、実地研修の修了を認める。

3 研修履修免除

重度訪問介護従業者養成研修統合課程（平成18年厚生労働省告示第538号別表第三）を修了

した者については、基本研修を履修したものとして取り扱うものとする。

[1 (2) 関係]

別表第三 基本研修

| 科 目 | 時間数 |
|----------------------------------|-----|
| 重度障害児・者の地域生活等に関する講義 | 2.0 |
| 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者当の障害及び支援に関する講義 | 6.0 |
| 緊急時対応及び危険防止に関する講義 | |
| 喀痰吸引等に関する演習 | 1.0 |
| 合 計 | 9.0 |